

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

(あて先) 京都府知事		平成18 ⁴			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は			
京都市下京区塩小路通堀川東入		オムロン株式会社 代表取締役社長 作田久			
		電話 075 - 344			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	電気・電子機器製造、販売				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	国内グループでは、京都議定書で定められた日本の温室効果ガス削減目標を受けて、2010年度にCO ₂ 排出量を1990年度比8.6%削減の目標を掲げ、2010年度までの各年度目標を達成する。				
推進体制	環境担当執行役員を長とする「グループ環境委員会」の重要テーマの1つとして温暖化対策を推進。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18～19	全部門共通	空調温度の適正化、離席時のPCモニター電源OFF、こまめな消灯など日常管理の徹底。		
	18～19	全部門共通	空調、照明、熱源設備のインバータ制御等による運転効率化と省エネタイプへの更新。		
	18～19	生産部門	歩留まり向上による生産設備稼働時間やアイドル時間の短縮等の運転効率化。		
	18～19	研究開発部門	実験設備やクリーンルーム等の運転効率化。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
	A 事業所等排出区分	14,340 t	14,015 t	-2.0 %	
	B 輸送車両排出区分	0 t	0 t	0.0 %	
	C その他排出区分	0 t	0 t	0.0 %	
	排出合計	*1 14,340 t	*2 14,015 t	-2.0 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等 （二酸化炭素換算（t））			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	0 ha	（吸収量）	0.0 t
	府内産の木材の利用	（利用量）	0 m ³	（削減量）	0.0 t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	0 kwh	（削減量）	0.0 t
	グリーン電力の購入	（購入量）	0 kwh	（削減量）	0.0 t
削減量等合計			*3	0.0 t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）		
	*1 14,340 t	(*2)-(*3) 14,015 t	-2.0 %		
特記事項	1. 2000年完成の京都事業所、2003年完成の京阪イノベーションセンタは環境に配慮し、太陽光発電やコージェネレーションシステム、氷蓄熱システム、床吹き出し空調など省エネのためのハイテク技術を導入。 2. 発電の排熱を冷暖房や給湯などの用途に有効利用するコージェネレーションシステムを主要事業所に導入。2005年度の発電量は880万kWhで、そのCO ₂ 削減効果を火力発電のCO ₂ 排出係数と比較する方法で算定した場合、基準年度および目標年度の排出量は約2,700トン（約18%）少なくなる。 3. 京都議定書目標達成の補完策として、CDMプロジェクトで獲得される排出権を2008年度から購入。 4. CO ₂ 以外の温室効果ガスやフロンは早い時期から削減に取り組み、京都府下の事業所の排出は0トン。 5. 2005年度のエコプロダクツ使用による省エネ効果は約985万kWh、CO ₂ 換算で約4,150トン。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。